様式第5号

田野畑村指令　　　第　　号

田野畑村お試し移住費用補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった令和　　年度田野畑村お試し移住費用補助金交付申請に対し、田野畑村補助金交付規則第5条の規定により、補助金　　　　　　円を交付することに決定したので、同規則第7条の規定により、次の条件を付して通知します。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　田野畑村長

1　補助金交付の対象となる事業の内容は、申請書に添付の事業計画書記載のとおりとする。

2　補助事業者は、田野畑村補助金交付規則及び田野畑村お試し移住費用補助金交付要綱に従わなければならない。

3　補助事業に要する経費の配分及び内容の変更をする場合には、村長の承諾を受けること（軽微な変更を除く）。

4　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、村長の承認を受けること。

5　補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、村長に報告してその指示を受けること。

6　村長は、補助事業者がこの条件に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

7　補助事業者は、事業完了後善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付目的に従って効率的な運営を行わなければならない。

8　補助事業者は、補助事業により取得した財産を村長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

9　この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了の翌日から起算して５か年整備保管しなければならない。